入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

本入札公告に記載の工事は、技術資料を共通化できる２件の工事を対象に、一括して公告し、審査を実施する試行工事である。

本件の入札にあたっては、電子入札システムにおいて２件の工事が別々に案件登録されているので、複数の工事に参加を希望する場合は、参加を希望する工事毎に申請書の提出及び入札が必要である。

平成29年3月29日

支出負担行為担当官

九州地方整備局副局長　笹森　秀樹

◎調達機関番号　020　◎所在地番号　40

○第28号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名

①　平成29年度博多港（アイランドシティ地区）道路（ＩＰ12～ＩＰ16）橋梁下部工事（以下「①工事」という）

②　平成29年度博多港（アイランドシティ地区）道路（ＩＰ17～ＩＰ21）橋梁下部工事（以下「②工事」という）

⑶　工事場所

①　工事　福岡市東区香椎浜ふ頭２丁目

②　工事　福岡市東区香椎浜ふ頭２丁目

⑷　工事内容

①　工事　仮設工　土留・仮締切工　１式、基礎工　場所打杭工　約80本、橋梁工　躯体工　５基、函渠工　ボックスカルバート　１式

②　工事　仮設工　土留・仮締切工　１式、基礎工　場所打杭工　約80本、橋梁工　躯体工　５基

⑸　工期

①工事　平成30年11月５日まで

②工事　平成30年11月５日まで

⑹　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（ＷＴＯ型））の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認することにより、施工内容を確実に実現できるかどうかを審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑺　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。（総合評価に係る技術提案の範囲を除く。）

⑻　本工事は、発注者が新たな市場単価導入へ向けた試行単価を用いて積算を行う試行工事であり、対象工種は構造物撤去工の防舷材・車止撤去とし、該当する工種において実施する。

⑼　本工事は、資料の提出、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に代えることができる。

⑽　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑾　専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。（入札説明書参照）

⑿　本工事は、低入札価格調査制度調査対象工事に対する取り組みを行う試行工事である。

⒀　本工事は、見積参考資料開示の試行工事である。

⒁　本工事は、契約締結後、総価契約の内訳として、単価等について合意を行うことを選択できる「総価契約単価合意方式」の対象工事である。なお、本工事で受注者が「総価契約単価合意方式」を選択した場合、本方式の実施にあたっては、単価等を個別に合意する方式（以下「個別合意方式」という。）を基本とするが、受注者の希望により、単価を一括的に合意する方式（以下「一括合意方式」という。）も可能とする。

⒂　本入札に係る落札決定及び契約締結は、本工事に係る平成29年度予算が成立し、予算の示達がなされることを条件とするものである。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）であること。

なお、特定建設工事共同企業体については、本入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参加を希望する場合は全て同じ組み合わせで申請をすること。（別の組み合わせ又は一部を単体で申請した場合は、欠格とする。）

⑴　予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　九州地方整備局における平成27・28年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。なお、特定建設工事共同企業体として競争に参加する場合は、別に公示する特定建設工事共同企業体の資格決定を受けていること。

また、平成29年４月１日までに九州地方整備局における平成29・30年度港湾土木工事にかかる一般競争参加資格の決定を受けていること。（但し、経過措置の申請を行った場合は、その決定を受けるまで。）決定を受けていない場合は、当該工事の入札は競争に参加する資格を有しない者のした入札に該当し、入札は無効とする。

⑶①　特定建設工事共同企業体の代表者又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を含む）にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上の者であること。）

②　特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員にあっては、九州地方整備局における港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が950点以上の者であること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、九州地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が950点以上の者であること。）

⑷①　特定建設工事共同企業体のすべての構成員又は単体有資格業者（経常建設共同企業体を除く）にあっては、平成13年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）の施工実績を有する者であること。

②　経常建設共同企業体にあっては、すべての構成員が、平成13年度以降に元請けとして、鉄筋コンクリート構造の橋台又は橋脚の工事（歩道橋及びフーチングのみの場合は除く）の施工実績を有する者であること。

なお、①及び②において当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。

なお、本入札公告において申請できる配置予定技術者は構成員毎に１名とする。（本入札公告１　工事概要で記載した複数の工事に参